静岡地方裁判所委員会(第45回)議事概要

第1 日時

令和3年3月11日(木)午前10時00分から午前11時45分まで

第2場所

静岡地方裁判所大会議室

第3 出席者

(委員)

市川克次, 伊藤雅人, 稲葉宣明, 大石小夜子, 小林充, 小松一德, 小山陽一郎, 竹之内満, 丹沢哲郎, 洞江秀, 牧野百里子(五十音順, 敬称略)

(説明者)

静岡地方裁判所民事首席書記官 中 山 一 広

同 刑事首席書記官 有 馬 一 憲

同 事務局総務課長 佐 藤 弘 行

(事務局)

静岡地方裁判所事務局長, 同総務課課長補佐, 同総務課庶務係長

第4 議題

障害者への配慮について

第5 議事

1 委員の異動

庶務から委員の異動について報告された。

- 2 新任委員からの自己紹介
- 3 議題についての説明及び意見交換
- (1) 説明者からの概要説明等

説明者からテーマについて概要説明が行われ、各委員が実際の法廷等の施設や 機器を見学した。

- (2) 質疑応答及び意見交換
 - (○:委員(裁判所委員を除く。) ●:裁判所委員 △:説明者等)
 - 障害を有する傍聴人への合理的な配慮の範囲の判断が難しいと思う。機材に よっては事前準備が必要で、急な要望には対応できないものもあると思う。

これまでに傍聴人への対応が難しかった事例はあるか。

- △ 手話通訳の要望に対する合理的配慮の範囲は難しい問題である。手話通訳人を無料で提供している自治体もあると聞くが、裁判には対応できず、訴訟手続に通じた通訳人を有料で依頼することもある。国の費用で手配することが難しく、当事者の負担で手話通訳人を同行した例がある。
- 手話通訳が入る場合,通訳の便宜のために訴訟進行で配慮することはあるか。
- △ 裁判体が大きな声でゆっくり話すほか、傍聴席にも目を配りながら、審理が 大きく遅延しないよう可能な範囲で、通訳の便宜のために間をとって進行さ せた例がある。
- ハード面で非常に配慮していると感じた。職員の研修や啓発について、私の職場では、障害者差別解消法が施行されたときに配慮マニュアルを作り、研修を行っている。しかし、職員には非正規職員が多く雇用が流動的であり、研修態勢に苦慮しているという実情もある。裁判所の場合はどうか。
- △ 研修には力を注いでいる。職員採用時に、各庁での研修や和光市にある研修 所での集合研修などで障害者配慮を扱うほか、最新の実例を踏まえた研修を 行っている庁もある。また、昇進に伴う研修の中でも、障害者配慮の項目を 設けている。
- 見学したような設備が裁判所にあることを初めて知ったが、裁判所では障害者配慮のための設備等についての情報を広報しているのか。また、障害者配慮についての窓口が総務課であることが障害者の方に分かる表示があるのか。積極的に障害があることを言わない方への対応はどうしているのか。
- △ 広報としては、ウェブサイトに各庁における設備をバリアフリー情報として 掲載している。
 - 積極的に要望を言わない方であっても、困っているそぶりが見られれば、職員が声をかけて要望を拾い上げるという意識を持つよう研修等で徹底している。障害者配慮に関する広報が不十分ではないかという点については、御意見として受け止めたい。
- 障害者がどのような配慮を求めるかは、障害を持っていないと想像しかできないため、事例の収集は大事だと思う。また、障害を持つ方に一度見学してもらって意見を聞くのが有効だと思う。

- 裁判所が有する設備・機材についての情報が、法曹関係者にも周知されてい ないことは問題と感じた。
- 何が合理的な配慮になるのかは、障害者によって様々であるので、対話をしてみないと分からない。そのためには遠慮なく申し出ていただきたいが、そのための広報が足りないとの指摘については、さらに工夫をしていきたい。
- 設備などは中小企業等と比較すると非常に素晴らしい。ただ、突然呼出状を もらった当事者が、裁判所に機材を使いたいと要望を出せるのか。配慮が必 要な方に窓口を周知するような文面が呼出状等に記載がされているのか。
- △ 記載はしていない。
- 簡裁では代理人をつけないことも多い。障害を持っている方が不利にならな いような配慮をお願いしたい。
- 裁判所が有する機材を全て伝える必要があるのかという問題もある。いかに 障害者が裁判所のサービスにたどり着きやすいルートを作っていくのか、そ れを文書にどう記載するかの問題だと思う。
- 本庁以外の支部等では、古い建物も多く、バリアフリーのトイレやエレベーターがなかったりする。本庁の機材を支部でも使えればよい。
- 要望があれば支部等にも機材等を柔軟に貸し出している。バリアフリーの発想が乏しい時代に作られた古い建物の支部等では、人力で対応することもある。
- 障害がある外国人が当事者となった事例はあるか。見学した機材は日本人に は対応できるが、外国人にも同様に対応できるのか。
- そのような事例を聞いたことはないが、可能性としてはあり得る。そのような場合は、例えば聴覚障害があれば、通常の外国語の通訳に加えて手話通訳を参加させるなど、取り得る方法を検討することになると思われる。
- 障害者差別解消法は行政機関を対象にしており、司法機関は対象になってないのかと思っていたが、非常に配慮していると感じた。
 - 県では、最近は知事の定例記者会見に手話通訳をつけている。また、エレベーターの乗降口の点字を障害者にチェックしてもらったり、廊下を車いすの方が通る際に余計なものがないか点検したりしている。マニュアルを使って、新規採用時や、監督者になったときの研修は行っているが、それ以外はあま

り行われていない。

- 訴訟の関係者が、障害の件で言いたいことを躊躇している状態で訴訟が進行 するのは避けるべきである。何かあったら言ってください、ということを伝 えられるよう配慮することに尽きるのかと思う。
- 傍聴人に障害者が多い場合の傍聴券交付事例が紹介されたが、裁判所では担 当裁判官が総務課や所長に相談・決裁して行っているのか。
- △ 傍聴券を交付するか、警備態勢をどうするかは裁判体の判断で行っている。 しかし国の機関としてどう配慮するかは庁全体で検討しなければいけない問題でもあるので、まずどういう配慮が可能かを裁判体で検討し、そのうえで 事務局部門とも相談している。
- 裁判長によって対応が異なってしまう例も出てくるのか。
- △ 大きく対応が異なることはないと思われる。
- 障害者に対する配慮には、裁判体の判断という側面と、司法行政的な側面がある。裁判体によって判断に差が生じないよう、全国の障害者配慮事例を集積し、職員が見られるようになっている。
- 情報をいかに配慮を必要とする関係者に届けるかについて,裁判所での検討 を進めてほしい。
- 合理性を追求しすぎると、自分と人とを区別して対象を見る冷たい世界になりがちである。障害者に対する配慮を考えるときには、自分がこの人に対して何ができるのかということを合理性にプラスして、暖かい気持ちで考えてもらいたい。

4 次回テーマ

「裁判手続のIT化について」

5 次回期日

追って調整(令和3年9月頃を予定)